



■ 男性の育児のお休みと助成金について ■

令和元年度の男性の育児休業取得率は、7.48%と低水準ながら、年々増加している状況にあります。男性については、配偶者等の出産日以降56日間に加え、要件を満たせば、出産後56日経過後にも再度、育児休業を取得できます。

現状、社内風土により男性の育児休業が取りづらい会社が、取得しやすい体制を整えることで、従業員の定着と併せて、より良い人材の募集に有利になる可能性もありますので、積極的に導入を検討されてはいかがでしょうか。

男性の育児休業取得を推進するにあたり、下記の要件を満たした場合は助成金を受けることができます。

- ① 一般事業主行動計画を作り、公示して
- ② 男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取り組みを行い
- ③ 対象労働者が育児休業を開始する前に、育児のための短時間勤務制度を就業規則に定めて、
- ④ 雇用保険の被保険者として雇用している男性に、子の出生後8週間以内(子の出生日を含む)に開始する連続5日以上(中小企業以外は連続14日以上)の育児休業を取得させた場合

中小企業の場合、給付が受けられる金額としては、1人目は57万円(要件を満たせば72万円)、2人目以降は休業日数に応じて14.25万円以上となります。

※ 1事業主当たり1年度10人(支給初年度は9人)までが上限です。

制度の詳細等、ご不明点等ございましたら、あおば事務所までお問合せください。

■ 雇用調整助成金の特例措置の延長について ■

雇用調整助成金については、緊急事態宣言の延長等を踏まえ、7月についても、5月・6月の助成内容を継続する予定となりました。8月以降の助成内容についても、6月中に改めて発表とのことです。

重要

～ 労働保険料の第1回納付期日が近づいてきました～

- ① 個別に年度更新の申告を行っており、納付方法が口座振替の場合 9月6日引落し
- ② 個別に年度更新の申告を行っており、納付方法が振込の場合 7月12日までに納付
- ③ 事務組合委託の場合 7月12日までに納付 or 口座振替

～ 社会保険の算定基礎届の時期になりました～

算定とは4月、5月、6月支給の給与の総額を基に、その年の9月分からの社会保険料額を決める手続きです。

当事務所より算定についてのお知らせをメール(顧問先様によっては郵送)でお送りいたしました。必ず開封のうえ、内容を確認いただきますようお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、あおば事務所までご相談ください。

■ 賞与を支払ったら、あおばまでお願いします ■

賞与を支給した場合には届け出が必要ですので、あおば事務所までご連絡ください。賞与支給月に支給がなかった場合も不支給の申請をしますのでご連絡ください。なお、賞与の計算でご本人負担分を控除する際の保険料率をお知らせいたします。

健康保険 4.9%(埼玉)、4.92%(東京)、4.87%(茨城)、4.83%(群馬)、4.995%(神奈川)

介護保険 0.9%(40歳以上65歳未満の方)、厚生年金 9.15%、雇用保険 0.3%(建設業は0.4%)

- ① 賞与の社会保険料を計算する際には支給額1,000円未満の端数は切り捨てます。※雇用保険料は切り捨てない金額で計算
たとえば賞与額が123,456円の場合は123,000円としてこの額に上記保険料率を掛けて計算します。
- ② 上限額を超えた部分には保険料がかかりません。
健康保険 1年度で573万円(4月～3月までの賞与額の累計)
厚生年金 1回の支払い額が150万円(同月に複数回の支払いがある場合はその合計額)

■ 高年齢者・障害者雇用状況報告について ■

5月下旬より厚生労働省(ハローワーク)から対象の事業主様宛に高年齢者・障害者雇用状況報告書が届きます。この報告書は法律に基づいて毎年6月1日現在の高年齢者と障害者の雇用に関する状況を管轄のハローワークを経由して厚生労働大臣に報告するものです。

報告義務のある事業主は以下のとおりです。

- ・ 高年齢者雇用状況報告書 … 常用労働者数(週の労働時間が20時間以上の労働者)が31人以上の事業主
- ・ 障害者雇用状況報告書 … 常用労働者数(週の労働時間が20時間以上の労働者)が43.5人以上の事業主

この報告をしない場合または虚偽の報告をした場合は罰則(30万円以下の罰金)の対象となります。

また、改正高年齢者雇用安定法が4月に施行されたことから、今年度の高年齢者雇用状況等報告書は書式が大幅に変更されていますのでご注意ください。

■ あおばの研修(組織力アップ、定着向上の為の本質論です) ■

組織の活力アップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます!

- ★組織活力アップ研修 全ての根がここに! 基本は全4回、期間は約3ヶ月 ←おススメです!
- ★問題解決プログラム 困難を打ち破り問題を解決していく力を養います!
- ★経営幹部、管理職研修 人を動かすためのリーダーシップを体得していただきます!
- ★チームビルディング 実務を離れてこの研修を受けてみるとみんなの意外な一面を発見するかも?
- ★超採用面接術 他

実施時間・内容はご相談に応じますので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。